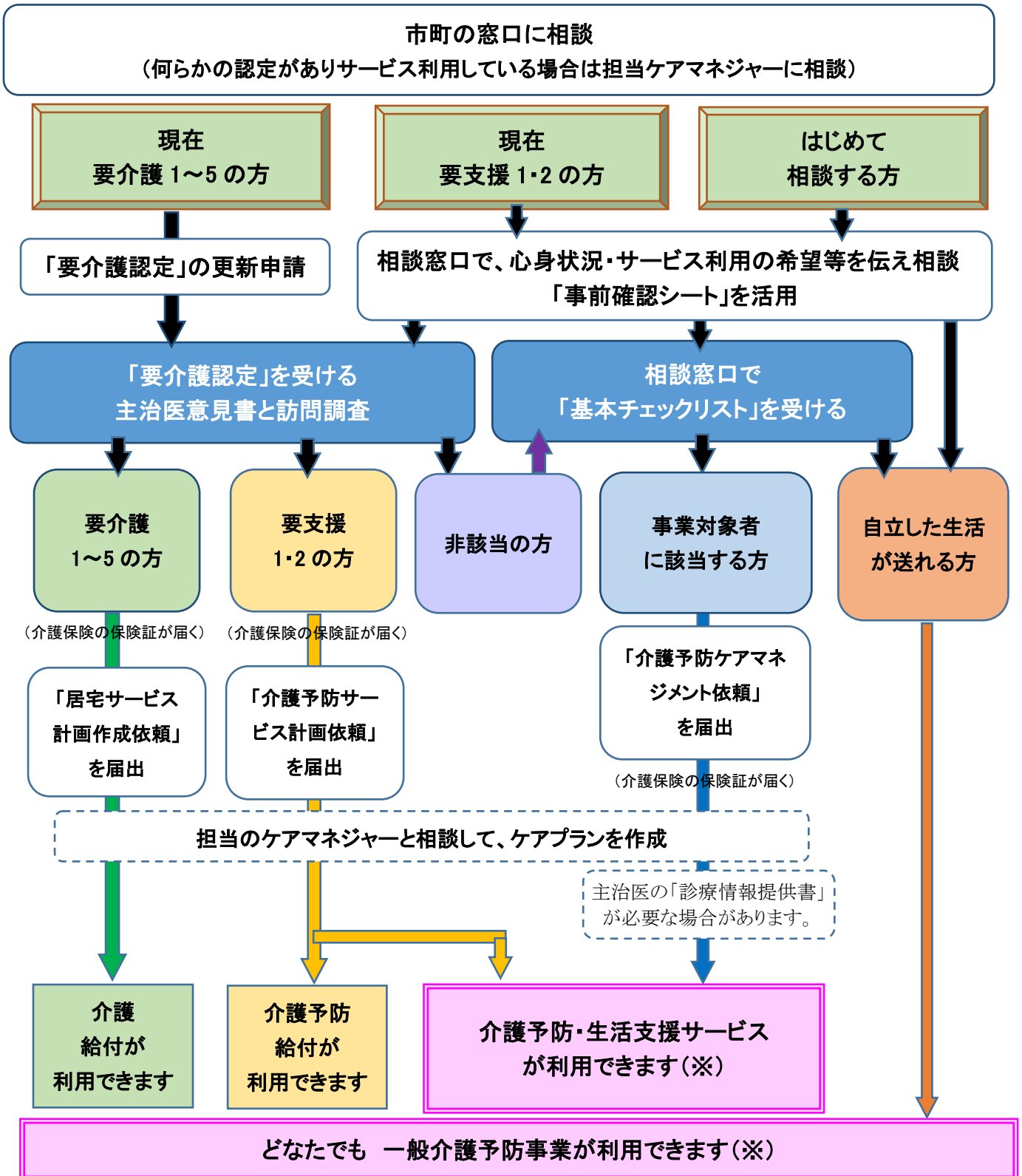


総合事業等のサービス利用の流れ(65歳以上の方)



※ 二重四角で囲まれた部分の総称が「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)です。

【相談窓口 連絡先】

南越前町地域包括支援センター TEL 47-8009
 南越前町社会福祉協議会地域包括支援センター TEL 45-1170(今庄福祉センター2階)
 河野支所 TEL 48-2260(河野保健福祉センター1階)
 南越前町役場 保健福祉課 TEL 47-8009
 今庄事務所 TEL 45-1111
 河野事務所 TEL 48-2111

南越前町 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

【総合事業ってなに?】

65歳以上の人を対象にした、町が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」※1と「一般介護予防事業」※2に分かれています。

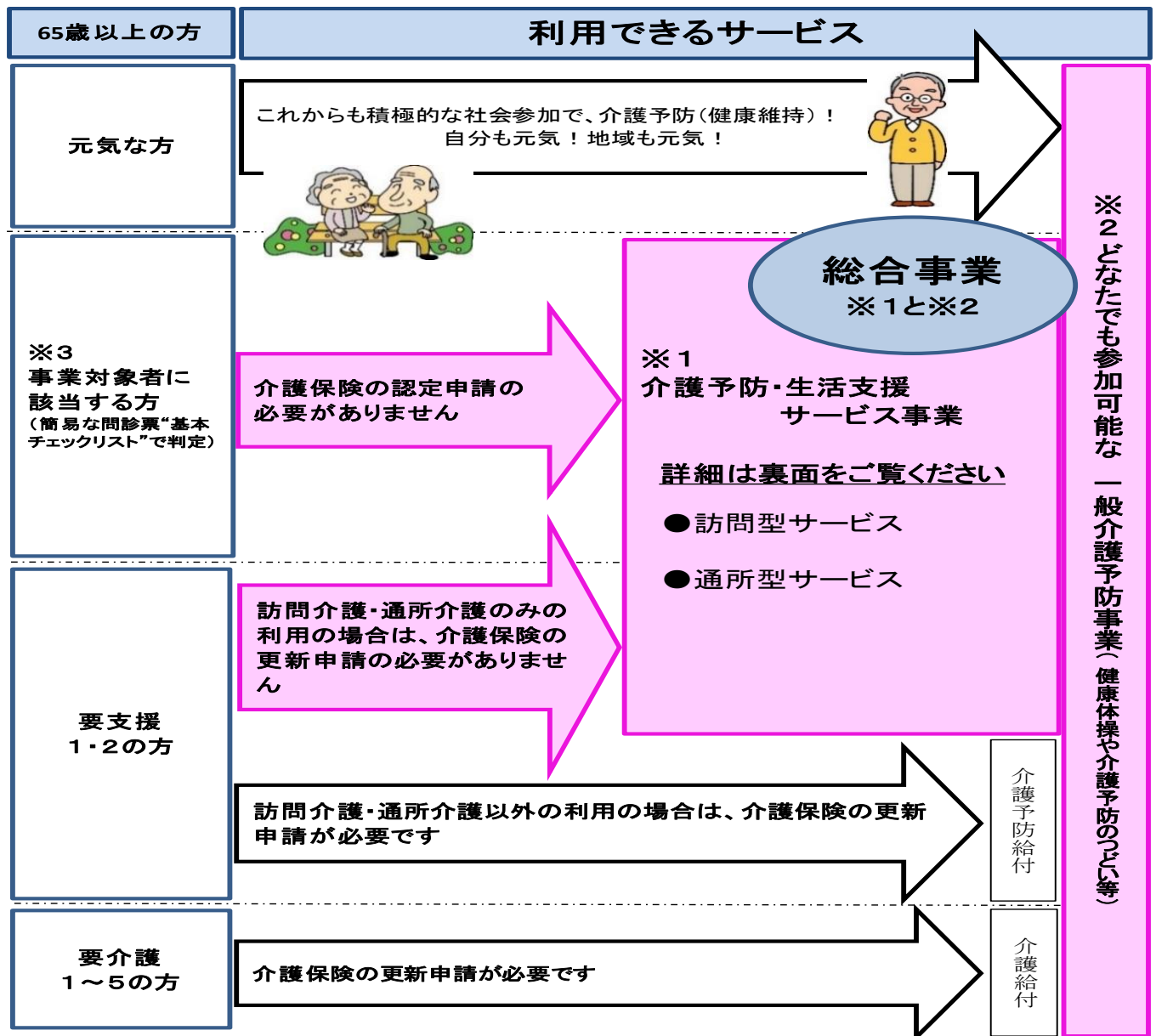
日常生活の中で困り事が増えて来たと感じたら、下記の窓口にご相談しましょう！

【総合事業を利用できるのはどんな人?】

要支援1・2の認定を受けた方と事業対象者※3の方です。

※3 介護保険の認定を申請するほどではないがサービス利用が必要な人。

基本チェックリストという簡易な問診票を基にサービス必要性の有無を認定します。



【お問合せ】南越前町保健福祉課地域包括支援センター(47-8009)

南越前町社会福祉協議会地域包括支援センター(45-1170)(今庄福祉センター2階)

河野支所(48-2260)(河野保健福祉センター1階)

担当のケアマネジャー(介護支援専門員)